

## 広域事業調査特別委員会研修視察報告書

1. 実施期日 平成28年10月19日(水)
2. 参加者
- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 河内初光  |
| 副委員長 | 都丸裕史  |
| 委員   | 金谷勝美  |
| 委員   | 川島定夫  |
| 委員   | 須田敏彦  |
| 委員   | 浅野正己  |
| 委員   | 宮永万里子 |
| 委員   | 田邊信雄  |
| 委員   | 津久井明人 |
| 委員   | 渡邊明   |
| 委員   | 青木満   |
| 委員   | 森昌彦   |
| 議長   | 金井茂夫  |
| 事務局長 | 金井伯夫  |
| 事務局  | 久保田研二 |
3. 視察地 秩父広域市町村圏組合  
(埼玉県秩父市 秩父クリーンセンター内)
4. 交通機関 貸切バス利用
5. 視察結果 別紙のとおり

◎視察地：秩父広域市町村圏組合（埼玉県秩父市 秩父クリーンセンター内）

◎視察内容：秩父広域市町村圏組合の概要について

：ゴミ袋の価格引き下げについて

：水道の広域化について

①秩父広域市町村圏組合の概要について

【構成市町の概要】（平成27年国勢調査速報）

市町名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口	世帯数
秩父市	577.83	63,545	24,039
横瀬町	49.36	8,520	3,060
皆野町	63.74	10,128	3,657
長瀨町	30.43	7,326	2,644
小鹿野町	171.26	12,105	4,407
合計	892.62	101,624	37,807

【事業処理内容】

秩父広域市町村圏組合は昭和45年4月に発足した地方自治法に基づく特別地方公共団体で、秩父地域の1市4町における10の事業を共同処理している。

1. 廃棄物の収集及び処理に関すること

秩父クリーンセンター / 秩父環境衛生センター

2. 火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置及び維持管理に関すること

秩父斎場

3. 消防に関すること（ただし、非常備消防及び水利施設整備を除く）

4. 結核予防にかかるエックス線検査に関すること

5. 循環器検診に関すること

6. 救急医療施設に関すること

7. 介護認定審査会の設置及び運営に関すること

8. 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、構成市町が処理する

こととされた事務のうち、次に掲げるもの

イ 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則に基づく事務

ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

ハ 高圧ガス法に基づく事務

9. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運用に関すること

10. 水道事業の経営に関すること

### 【執行機関】

(1) 組合理事会

①構成 5市町長

管理者および副管理者（市町長の互選）

・管理者 秩父市長 ・副管理者 小鹿野町長

②任期 管理者、副管理者は市町のそれぞれの任期

(2) 会計管理者

市町の会計管理者のうちから管理者が選任（秩父市会計管理者）

(3) 監査委員

識見を有する者 1名

議会選出の者 1名

(4) 職員

事務局 32人

消防本部・署 168人

水道局 51人

### 【組合議会】

(1) 定数 16人

秩父市 8人 横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町各2人

(2) 任期 各市町議員の任期

(3) 議長及び副議長 組合議会で選挙

(4) 定例会 2月、7月、11月

## (5) 常任委員会 2委員会

- ・総務 (8人) 管理課、会計課、消防本部の所管事項
- ・厚生衛生 (8人) 保健福祉課、業務課、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター、水道局の所管事項

### 【まとめ】

秩父広域市町村圏は埼玉県の約25%の面積を占めているのにも関わらず、人口比は約1.4%という事で、共通の行政サービス（廃棄物処理、火葬場、消防、保健福祉等）を共同で行っていかないと地域性がある事を感じました。

共同事業をする事でコスト削減を図り、住民サービスを維持していこうとする体制は大いに勉強になり、今後の本町の取り組みや姿勢の参考にさせて頂きたいと思いました。

## ②ごみ袋の価格引き下げについて

### 【有料指定ゴミ袋制度の概要】

#### (1) 導入

平成8年7月（平成8年4月～6月施行期間）

#### (2) 主な理由

- ごみの増量に対応するため
- 受益と負担の公平（受益者負担の原則）
- ごみの減量化（発生・排出抑制）と合理的な処理体制（リサイクル）の確立
- 現行ごみ処理手数料（一人240円／年）の見直し
- 作業上の安全性（危険物、産廃、可・不燃物の混入防止）

#### (3) 指定ごみ袋の種類（平成17年度～）

- ・導入当初

寸法：小型27リットル、大型45リットル、事業系80リットル

- ・平成17年度～

住民からの要望や少人数家庭への対応として種類を増やした

寸法：小型15リットル、中型20リットル、大型35リットル、事業系60リットル

#### (4) 手数料の設定

秩父広域圏有料・指定ごみ袋収集検討委員会の検討結果を受け、処理費用、他自治体との均衡及び現行のごみ処理手数料を考慮して適正額で住民協力（合意）の得られる範囲での設定とした。

平成22年4月に廃棄物減量等推進審議会に対し、管理者から「秩父広域圏における一般廃棄物の減量・リサイクルに関する方策—指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の見直しについて—」諮問を行い、同審議会より「指定ごみ袋の価格引き下げに伴い、ごみの減量化、資源化意識の低下が心配されることから、価格を見直す際には指定ごみ袋の効果が著しく低下しない範囲を見極められたい。」などの内容の答申を受けた。

しかしながら、圏域住民からは価格値下げの要望や、値下げに関する意見も多く出されていることや社会経済情勢から各家庭の負担軽減を考慮し、値下することとした。

種類	容量	手数料改正前	手数料改正後
小型	15ℓ相当	20円	15円
中型	20ℓ相当	35円	20円
大型	35ℓ相当	50円	35円
事業用	60ℓ相当	110円	110円

#### (5) 有料化の効果

○ごみ減量対策（対有料化実施前（平成7年度））

可燃ごみ収集量・・・平成8年度 18.65%減 平成27年度 15.21%減

不燃ごみ収集量・・・平成8年度 26.14%減 平成27年度 76.62%減

資源ごみ収集量・・・平成8年度 53.71%増 平成27年度 79.96%増

○ごみに対する住民意識の啓発

○ゴミステーションの美化

○収集作業の安全性、効率性の向上

## ○経費負担の公平性

### 【まとめ】

有料指定ごみ袋制度は、廃棄物の増加への対応、受益と負担の公平性の観点、合理的な処理体制の確立等の理由から導入しました。その結果、確かに収集量は減っていますが、持ち込み量が増えている状況が確認できました。

説明を受けた中では、住民意識の変化は見られたのではないかと分析でき、また指定ごみ袋の種類を増やすなど市町村圏組合としても住民要望に極力応えようとする姿勢は見習いたいと思います。

ごみ排出量の抑制には住民の意識が重要と考え、4R 運動の啓蒙活動を粘り強く強く進めていく事が大切であると感じました。

指定袋化、処理費用有料化は様々な意見がある事から、今後も調査研究を進めていきます。

## ③水道の広域化について

### 【概要】（ホームページより引用）

「より美味しい水を安定供給するために」

近年、水道を取り巻く環境は、国際化の進展や行政改革・規制緩和を背景とした民間技術を活用した官民連携の推進や運営基盤の強化、環境保全といった今日的な課題への対応を求められるなど、大きく変化しています。さらには、水道水の水質や災害時における給水の確保など、安全・安定についての住民ニーズも高まっています。一方、水需要は、長引く景気低迷に加え、少子・高齢化、環境に配慮した循環型社会という時代潮流の中、減少傾向となっています。

このような中、特に秩父地域においての水道事業経営は、人口の減少等に伴う給水収益の減少や職員の削減等により、いっそうの厳しさを増しています。また、老朽化した施設の更新や地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、様々な課題に直面しています。

事業の方向性や実現方策を明らかにして、水道利用者に対して、安心・安全でおいしい水を供給し続ける水道事業を基本理念とし、「より美味しく安全な水」の安

定供給体制を充実させ、水道使用者の皆様からさらに信頼される「安全で安心なまちづくり」に貢献してまいります。

### 【広域化のきっかけ】

秩父市が中心市宣言を行った後、平成21年9月に秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町の1市3町で、平成23年9月には小鹿野町加えた1市4町で『ちちぶ定住自立圏形成協定』を締結し、その取り組みの一つとして『水道事業の運営の見直し』を行う事になりました。

2つの大きな問題点として『人口減少に伴う給水使用の低下』及び『施設・管路の老朽かに伴う更新費用の負担』があげられました

### 【統合前の状況】※皆野町、長瀬町は下段の上下水道組合で運営

団体名	給水人口 (人)	料金 (10m <sup>3</sup> /月) 13mm	事業収益 (億円)
秩父市	67,181	1,323円	15.04
横瀬町	8,808	1,365円	1.89
皆野町	—	—	—
長瀬町	—	—	—
小鹿野町	12,840	997円	2.26
(皆野・長瀬 上下水道組合)	17,110人	1,575円	5.01
合計	105,939	—	24.20

団体名	給水単価 (円)	給水原価 (円)	施設利用率 (%)	管路延長 (km)	1人当たりの管路延長 (m)	有効率 (%)
秩父市	154	171	69	592.8	8.9	74.1
横瀬町	173	196	34	75.6	8.9	91.9
小鹿野町	144	151	60	189.6	15.0	90.8
(皆野・長瀬 上下水道組合)	218	261	59	173.2	10.3	91.0
合計	164	184	62	1,031.3	9.9	—

## 【広域化の推移】（抜粋）

平成 23 年

- ・1市4町全てで、「水道事業運営の見直し」の形成協定締結
- ・「秩父地域水道広域化準備会」発足

平成 25 年

- ・第17回 ちちぶ定住自立圏推進委員会（1市4町の首長、議長、県地域振興センター所長）水道広域化委員長から、今後は「経営統合」に向けて検討を進める必要がある旨報告、今後の組織統合に向けての検討が了承された。
- ・「水道広域化準備室の設置に関する覚書」の締結式

平成 26 年

- ・（平成26年度）秩父地域水道広域化準備室発足
- ・1市4町首長会議（水道広域化の統合形態について合意 →秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を実施）

平成 27 年

- ・第24回 ちちぶ定住自立圏推進委員会にて基本構想（ビジョン）と基本計画（案）の決定  
「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）（案）に基づく水道広域化」意見募集（パブリックコメント）の実施
- ・各市・町主催「秩父地域水道広域化住民説明会」
- ・第25回ちちぶ定住自立圏推進委員会（基本構想、基本計画の決定）
- ・「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」締結式
- ・7月埼玉県より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定

平成 28 年

- ・秩父広域市町村圏組合議会開会（秩父広域市町村圏組合設置条例（案）可決）
- ・4月1日秩父広域市町村圏組合水道事業開始記念式典



### 【基本構想・計画】

取水施設数	取水施設の統廃合	47か所⇒32か所（15か所減）
浄水場場数	浄水場の統廃合	41か所⇒26か所（15か所減）
施設の更新需要	更新費用の削減	1036億円⇒917億円（119億円減）
職員数		50人⇒33人（17人減）
人件費の削減		
国庫補助制度の活用		
供給単価の抑制		

### 【広域化のメリット】

- ①補助金の活用（事業費の1/3 10年間国庫補助）
- ②施設の統廃合（効率的な給配水、維持管理の実施、更新事業費の削減（約119億円の削減の見込み））
- ③効率的な運営（業務の共同化、集中管理、民間委託）

### 【まとめ】

水道事業は本町と同時期に広域化されましたが、どこの地域でも更新費用の負担が大きく、広域化を進める大きな要因の一つだという事が理解できました。

料金の見直しや水道工事の負担分岐の考え方など、東部水道企業団と同様今後の検討課題として残されており、どの様に議論をしていくのか注視していきたいと考えています。

本町においても他市町と制度内容の統一化を図っていくにあたり、様々な意見に対して検討し、町民サービスの維持向上を図れるように取り組んでいきます。